

## 第22回軽米町農業委員会総会議事録

1. 招集月日 令和2年11月25日(水)
2. 招集日時 午後1時30分
3. 招集場所 軽米町農村環境改善センター1階大会議室
4. 出席委員 農業委員：  
会長(10番) 山田 一夫  
会長職務代理者(9番) 笹山結実男  
1番 安田正一郎、 2番 畑林 悦男、 3番 細谷地 司、  
4番 内澤 初蔵、 6番 福田 光雄、 7番 苅谷 雅行、  
8番 西舘 徳松  
  
農地利用最適化推進委員：  
1番 坂本 武道、 2番 木村 正司、 3番 大久保 広、  
5番 寺澤 正幸、 6番 古里 典子、 7番 工藤 郁子、  
8番 増尾 勝男、 9番 本田 健耕、 10番 間賀 敬一
5. 欠席委員 農業委員：  
5番 下谷地敦雄  
  
農地利用最適化推進委員：  
4番 太田 正
6. 事務局職員 事務局長 小林 浩、 局長補佐 長瀬 設男  
主任主査 鶴飼 義信、 主事 小林 誠、 主事 永井 重徳  
会計年度任用職員 新井田 舞

議長(山田会長)

ただいまより、第22回軽米町農業委員会総会を開会いたします。

( 午後1時30分 開会 )

議長 本日の出席農業委員は、9名で、在任委員の過半数に達しておりますので会議は成立いたしました。

なお、下谷地委員、より欠席の報告がございました。

また、農地利用最適化推進委員は、9名の出席となっております。

なお、太田委員、より欠席の報告がございました。

議 長 それでは日程に入ります。  
日程第1、議事録署名委員についてお諮りいたします。常例により当席より指名することにご異議ございませんか。

( 「異議なし」との声あり )

議 長 ご異議がないので、6番 福田光雄委員、7番 荻谷雅行委員のお二方をお願いいたします。

議 長 日程第2、会期についてお諮りいたします。本日一日といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

( 「異議なし」との声あり )

議 長 ご異議がないので、本日一日と決定いたします。

議 長 それでは議事に入ります。日程第3、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について上程いたします。

なお、番号2については、除斥がありますので、分けて審議したいと思います。番号1について、朗読を兼ね説明をさせます。

事務局 議案書の1ページをご覧いただきたいと思います。農地法第3条の規定による許可申請について番号1、農地の場所は、大字〇〇第〇地割の田んぼになります。面積は、546㎡。こちらは、売買による所有権移転になります。譲渡人が〇〇〇〇。譲受人が〇〇〇〇。こちらの対価金は、25万円となっております。現地確認は、寺澤委員と内澤委員にお願いしてございます。

以上1件につきましてご審議、お願いします。

議 長 ただいま、説明申し上げたとおりです。現地調査についてですが、番号1については、寺澤委員と内澤委員に、依頼しておりますので、報告をお願いいたします。

寺澤委員 番号1について報告します。位置周囲の状況ですが、〇〇地区の集落内にあります。東側は、譲受人の住宅地、南側は宅地、西側は畑、北側は田んぼとなっています。譲受人の宅地に隣接しており、今までも草刈りなどの管理をしてきました。譲渡後は、水稻の苗代場にしたいと話しておりました。農地を効率的に使用できると思われれます。周辺農地への支障はなく、相当と思われれます。よろしく申し上げます。

議 長 ただいま、報告申し上げたとおりです。ご意見を伺います。

番号1について。

( 「異議なし」の声あり )

議 長 ご異議がないので、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請の、番号1については、原案のとおり決定することにいたします。

議 長 続きまして、番号2については、除斥があります。  
農業委員会法第31条の規定「議事参与の制限」により、〇〇委員は一時退席願います。

[ 〇〇委員 退席 ]

議 長 番号2について、朗読を兼ね説明をさせます。

事務局 資料1 ページの番号2になっております。場所は、大字〇〇第〇地割の畑。面積が1, 839㎡になります。譲渡人が〇〇〇〇。譲受人が〇〇〇〇。売買による所有権移転となります。対価金は、100万円となっております。こちらの現地確認は、増尾委員と安田委員にお願いしてございます。  
以上1件、ご審議よろしくお願いたします。

議 長 ただいま、説明申し上げたとおりです。現地調査についてですが、番号2については、増尾委員と安田委員に依頼しておりますので、報告をお願いいたします。

増尾委員 番号2について報告を申し上げます。本件については、11月17日に安田委員と私の2名で現地確認を行っております。位置周囲の状況でございますが、申請地は〇〇地区内にあり、主要地方道を〇〇バス停から〇〇に向かって500m程度進んだ道路沿い右側に隣接し、東側は田んぼ、西側は畑、山林となっております。確認者の意見でございますが、親族間の所有権移転で渡人は、施設に入居しており農業は出来ない状態になってございます。受人は、農業経験年数8年程度で32歳です。担い手農家として、畜産、水稻等に従事しながら笹渡地区の農業後継者のリーダーとして農業、畜産業の振興と地域振興に取り組んでおります。労働力は、本人をはじめ妻、祖父、父と余裕がございまして。農業機械は、畜産や農業用としてトラクターをはじめ一式所有しております。申請地が譲受人に移転することによって、今まで効率的に利用されなかった農地が効率的に利用され周辺農地への支障等も無いと思われまして。以上のことから、本件は許可相当であると考えます。以上です。

議 長 ただいま報告申し上げた通りです。ご意見を伺います。

番号2について。

( 「異議なし」の声あり )

議 長       ご異議がないので、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請の、番号2については、原案のとおり決定することにいたします。

議 長       〇〇委員の復席をお願いいたします。

[ 〇〇委員 復席 ]

議 長       日程第4、議案第2号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、上程いたします。番号1と2について、朗読を兼ね説明をさせます。

事務局       まず先に、議案第2号の説明に入る前に議案第3号との分け方についてご説明させていただきます。どちらも基盤法に基づく農用地利用集積計画の承認について、ということになるんですが、議案第2号のほうは、個人間の利用権の設定となっております。議案第3号のほうは、農地中間管理機構を間に挟んだ貸借を結ぶということで、これまでは利用集積計画を一度、農地中間管理機構と結んで、その後、農地利用配分計画ということで今度は中間管理機構からの利用権の設定をするということで分けておったわけですが、今年の7月に農地中間管理機構の取り扱いが変更になったというか、一括で農地中間管理機構を挟んだ貸借が1つの議案として提出できるようになったということがありまして、議案第3号が一括方式という事での手続きとなっております。ですので、今までは議案第2号で4件の利用権設定を議案として提出して、今度は利用配分計画を新たに2件提出するというような議案作成だったのが変わったということになります。当町での一括方式で取り扱いが、今回が初めてとなりますのでご説明させていただきました。そういうことで議案番号を第2号と第3号となりますけれども、ご了承いただきたいと思います。

それでは、改めて2ページ、議案第2号についてご説明させていただきます。

番号1、農地の所在地は、大字〇〇第〇地割の畑になります。面積は3, 883㎡。農地の所有者になりますけれど、〇〇〇〇。こちらの方がお亡くなりになっておりまして、法定相続人より提出いただいております。利用権の設定を受ける者が、〇〇〇〇。こちらは使用貸借による5年間の利用権の設定となります。現地確認は、寺澤委員と内澤委員にお願いしてございます。

続きまして番号2、大字〇〇第〇地割。地目は、牧場となっております。面積は、51, 171㎡のうち27, 658㎡。こちらの所有者につきましては、共有名義になってございます。〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇。利用権設定を受ける者は、〇〇〇〇。利用の目的は採草放牧地として利用するということに

なります。賃貸借で年額6万円の設定となっております。期間は、公告の日が本日の予定で、令和10年12月までとなっております。現地確認は、増尾委員と安田委員にお願いしてございます。

以上、2件につきましてご審議よろしくお願ひいたします。

議長 　　ただいま、報告申し上げたとおりです。番号1と2の、2件について、一括でご意見を伺いたしたいと思います。

（ 「異議なし」の声あり ）

議長 　　ご異議がないので、議案第2号については、原案のとおり決定することとし、計画策定について、町長へ要請いたします。

議長 　　日程第5、議案第3号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画（一括方式）の承認について上程いたします。

番号1と2について、朗読を兼ね説明をさせます。

事務局 　　議案第3号、3ページになります。一括方式での農用地利用集積計画の承認となります。番号1、場所は大字〇〇第〇地割の田んぼになります。面積は、1,579㎡。利用権の設定をする者、所有者ですが、〇〇〇〇。利用権の設定を受ける者が〇〇〇〇。農地中間管理機構を通した使用貸借となります。期間は、本年12月から令和7年11月までの5年間となります。併せて12ページをご覧いただきたいと思ひます。後ほど、報告事項でお知らせする予定でしたが併せてご説明させていただきます。本年4月に基盤法による個人間での利用権設定を行ったところでございます。申請人も同じくお二人で行ってございますが、今回、農地中間管理機構を通した貸借に借り替えるということでの手続きとなりますので、一度合意解約で利用権設定を解約して、改めて中間管理機構を通して貸借を行う内容となっております。

続きまして、3ページに戻ります。番号2になります。場所は、大字〇〇第〇地割の田んぼ3,141㎡になります。所有者は、〇〇〇〇。利用権の設定を受ける者、耕作者は〇〇〇〇。こちらも農地中間管理機構を通した使用貸借となります。期間は、10年間。令和12年11月までになります。こちらの現地確認は、間賀委員と畑林委員にお願いしてございます。

以上、一括方式の議案2件ご審議をよろしくお願ひいたします。

議長 　　ただいま、説明申し上げたとおりです。番号1と2の、2件について、一括でご意見を伺いたしたいと思います。

（ 「異議なし」の声あり ）

議 長       ご異議がないので、議案第3号については、原案のとおり異議のない旨を町長へ報告いたします。

議 長       日程第6 議案第4号 荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について、上程いたします。

          なお、番号19と番号21と番号56については、除斥がありますので、分けて審議したいと思います。

          番号1から18までと、番号20、及び番号22から55までと、番号57から79までの76件について、朗読を兼ね説明させます。

事務局       非農地判断についての議案となります。別冊で資料No.2ということで、農地パトロールの本年度の日程表、その裏面が判断区分のもの。もう一つ、カラー写真のついた農地利用状況調査結果（非農地判定）というものを併せてご覧いただきたいと思います。日程から申しますと本年の8月5日から9月16日まで10班編成で農地パトロールを行っていただいたところでございます。その際に、山林原野化、赤色の判定がついた所を非農地としてよろしいかという事での議案となります。日程表の裏面に判定区分のほうを付けてございますが、この中で、上段の農地パトロールの区分では、農地は白、遊休農地として緑と黄色の判定をしていただいております。それより荒廃が進んだ再生困難な農地として赤色の判定をしていただいた所でございます。これに基づいて、その下の中段になりますが、利用状況調査ということで右側の赤い判定の所が非農地判断ということで、今回その箇所についての議案を提出させていただきました。79カ所ございます。これについて現地の写真を作成したものがカラー写真のものとなります。番号と地番と写真がセットになってございますので、ご確認いただきたいと思います。写真の左側に各班の区分も入れてございますので、農地パトロールで調査いただいたときの状況を思い出しながら、再度確認して頂ければと思います。

議 長       休憩します。

          休憩：午後 1時51分

---

          再開：午後 1時51分

議 長       再開します。

事務局       資料と議案のほうを照らし合わせて、ご審議いただいて、非農地として判断していただくかどうかをご協議いただきたいと思います。

          なお、非農地と判定いただいた際には、非農地通知を所有者の方に発出しまして、地目変更の手続きを行っていただくよう、お手紙を出すということとな

ります。

また、所有者につきましては、実際には亡くなられている方もいて、所有名義の変更手続きをされていない方もございますので、実際出す際には、その所は確認しながら、ご家族の方あてに出すことも想定しております。

以上、よろしく願いいたします。

議長 ただいま、報告申し上げたとおりです。ご意見を伺います。

( 「異議なし」との声あり )

議長 異議なしと認めます。

議長 続きまして、番号19については、除斥があります。

農業委員会法第31条の規定「議事参与の制限」により、〇〇委員は一時退席願います。

[ 〇〇委員 退席 ]

議長 朗読を兼ね説明させます。

事務局 番号19になります。こちらの写真につきましては、別冊のほうの資料を1枚めくっていただいた20分の5と表示したところの19番となります。こちらの状況をご覧いただいて非農地として判断してよろしいかご審議をよろしく願いいたします。

議長 ただいま、説明申し上げたとおりです。ご意見を伺います。

( 「異議なし」との声あり )

議長 異議なしと認めます。

議長 〇〇委員の復席をお願いいたします。

[ 〇〇委員 復席 ]

議長 続きまして、番号21については、除斥があります。

農業委員会法第31条の規定「議事参与の制限」により、〇〇委員は一時退席願います。

[ 〇〇委員 退席 ]

議 長 朗読を兼ね説明させます。

事務局 番号21になります。写真の資料のほうは、20分の6と表示したページのNo.21となります。こちらもこういった状況の所で確認をしております。よろしくお願ひいたします。

議 長 ただいま、説明申し上げたとおりです。ご意見を伺います。

( 「異議なし」の声あり )

議 長 異議なしと認めます。

議 長 ○○委員の復席をお願いいたします。

[ ○○委員 復席 ]

議 長 続きまして、番号56については、除斥があります。  
農業委員会法第31条の規定「議事参与の制限」により、○○委員は一時退席願ひます。

[ ○○委員 退席 ]

議 長 朗読を兼ね説明させます。

事務局 議案書は8ページになります。写真の資料のほうは、4枚目の20分の14と表示された、一番下の56番と付いた状況の所になります。よろしくお願ひいたします。

議 長 ただいま、説明申し上げたとおりです。ご意見を伺います。

( 「異議なし」の声あり )

議 長 異議なしと認めます。

議 長 ○○委員の復席をお願いいたします。

[ ○○委員 復席 ]

議 長 ご異議がないので、議案第4号、荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断については、全て非農地として判断することに決定いたします。

議長 日程第7、議案第5号、農地法第3条第2項第5号の規定による、別段の面積について上程いたします。朗読を兼ね説明をさせます。

事務局 議案書の11ページになります。議案第5号、農地法第3条第2項第5号の規定による、別段の面積について次のとおり定めることについてご審議をお願いいたします。この件につきましては、前回の総会で協議いただきまして別段面積、下限面積の見直しについてご意見をいただきました。それを受けて、今回議案として提出したところになります。資料といたしまして、別添の資料No.3も併せてご覧いただきたいと思っております。別段の面積につきましては、農地法第3条第2項第5号で、別途、市町村農業委員会で決定できるということになってございます。その基準というのが、農地法施行規則で定められてございますが、同規則第17条第2項を今回適用して見直しをしようとするものでございます。なお第17条第1項につきましては、①②③という基準がございまして、1番の③では、農業委員会の定めようとする別段の面積は、設定区域内においてその定めようとする面積未満、今回10アール未満の農地を事業としているものが、概ね100分の40、4割を下回らないように算定するものであること。10アール未満の農地をお持ちの農家さんが全体の40%以上あるかというのが1つの基準になるようでございます。そこを調査したのが裏面になるんですけども、経営面積別農家の世帯数ということで、農地台帳システムから取り出した数値になりまして、町全体で2,040世帯ほどございます。このうち、10アール未満の世帯は245世帯、12%ほどになります。30アール未満を合わせましても25%程度ということになってございますので、要件に該当しないということになります。

そこで、第17条第2項に2つ要件がございまして、この要件に当てはまれば、第1項に適用しなくても定めることが出来る内容となってございます。

その一つが①になりますが、当該設定区域内に現に耕作の目的に供されておらず、いわゆる遊休農地が相当程度存在すること。②につきましては、農地法では50アールですが、それ以下の面積に設定した場合に、耕作する事業者等が農地の利用に支障を生ずることが無いかどうかというところを鑑みて設定しなさいということになっております。

他市町村の別段面積の設定根拠をみましても同条第2項を適用して、30アールだったり、10アールだつたり設定しているところが多いという状況になってございます。そういうことで、当町においてもこの第2項を根拠としまして、遊休農地が増加傾向にある、新規就農者の振興を図るという観点から、下限面積を10アールに設定をしてはどうかという内容となります。

また第18条に公示の方法とあるんですが、これは資料の3ページ目になります。案文になりますが、農業委員会の告示によって10アールと設定することによって進めることで考えております。後ろの資料につきましては、国のほうからの若者の農業参入に関する課題についてということで令和2年7月17日の閣議決定において、下限面積の要件について新規就農者の増の為に引き下

げを諮りなさい、ということでの決定がなされているということになります。こういった状況にもありますので、当町では10アールを下限面積と設定してはどうかということでございます。以上です。

議 長 　　ただいま、説明申し上げたとおりです。ご意見を伺います。

（ 「異議なし」の声あり ）

議 長 　　ご異議がないので、議案第5号、農地法第3条第2項第5号の規定による、別段の面積については、原案のとおり決定いたします。

議 長 　　以上をもちまして、本日の議事はすべて終了いたしました。

（ 午後2時21分 閉会 ）